

教育委員会会議 定例会

令和 8 年 5 月 2 6 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 11 号 令和 9 年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
- 第 12 号 令和 9 年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について
- 第 13 号 令和 9 年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について
- 第 14 号 山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員会「高等学校入学者選抜 Web 出願システム構築業務委託」に係る事業者選定審査委員会委員の委嘱・任命について
- 第 15 号 令和 9 年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について
- 第 16 号 山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

- (1) 令和 8 年度公立高等学校入学者選抜学力検査結果について
- (2) 令和 8 年度公立高等学校入学者選抜学力検査結果の調査及び活用ガイドについて

3 その他報告

- (6) 令和 9 年度山梨県公立高等学校入学者選抜における前期募集選抜方法について

議案第 11 号

令和9年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

提案理由

令和9年度山梨県公立高等学校入学者選抜の実施に当たり、あらかじめ基本事項を定め公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和8年5月26日 定例教育委員会)		課室名	総務課教育企画室
件名	令和9年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について (甲陵高等学校を除く。)		
経緯	○ 令和7年9月～令和8年5月 県高等学校入学者選抜方法庁内検討委員会において、制度及び日程等を検討		
内容	1 令和9年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項を別紙のとおり定め、実施したい。 2 令和9年度の基本事項について 全日制課程における後期募集及び定時制課程における長期欠席者等を対象とした調査書を用いない選抜を引き続き実施する。 また、全日制課程における全国募集を12校で実施する。 (1) 全日制課程 前期募集及び後期募集を実施する。また、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。 (2) 定時制課程 定時制課程における入学者選抜を実施する。また、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科・部の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。 (3) 通信制課程 通信制課程における入学者選抜を実施する。入学者選抜は2期に分けて実施する。 (4) その他 入試の詳細については、10月に発表する「令和9年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める。		

令和9年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項（案）

令和9年度における山梨県立高等学校及び甲府市立甲府商業高等学校（以下「高等学校」という。）の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

なお、北杜市立甲陵高等学校の入学者選抜については、別途北杜市教育委員会が定める。

第1 全日制の課程における前期募集

1 実施校

全日制の課程を設置するすべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

2 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の(1)～(4)のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が別に定める。

(1) 普通科については、募集定員の40%以内

(2) 理数科、文理科、英語理数科及び探究科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の40%以内

(3) 職業に関する学科については、募集定員の50%以内

(4) 総合学科については、募集定員の50%以内

3 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件のすべてを満たす者とする。

(1) 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和9年3月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

(2) 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

4 出願の制限

出願は、1人1校、1学科に限る。

5 出願期間

令和9年1月14日（木）（一括受付）、同月15日（金）（受付：午前10時～午後4時）及び同月18日（月）（受付：午前10時～正午）とする。

6 検査

(1) 検査方法

面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技又は個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。

(2) 検査期日

令和9年1月28日（木）、1月29日（金）

7 選抜方法

各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接並びに各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

8 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、令和9年2月5日（金）に中学校長に、校長あての前期募集選抜結果内定通知書及び受検者あての前期募集選抜結果通知書を総合教育センターにて一括交付する。（中学校長が学校窓口又は郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。）

9 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

10 全国からの募集

北杜高等学校、韮崎高等学校、甲府工業高等学校、農林高等学校、巨摩高等学校、青洲高等学校、笛吹高等学校、日川高等学校、都留高等学校、都留興譲館高等学校、富士北稜高等学校及び甲府商業高等学校では、全国募集を実施する。入試の内容や詳細については各実施校の募集要項に定める。

第2 全日制の課程における後期募集

1 実施校

全日制の課程を設置するすべての高等学校、学科において後期募集を実施する。

2 選抜の種類

選抜の種類は以下の通りとする。

- (1) 学力検査及び調査書による選抜（以下「一般選抜」という。）
- (2) 学力検査及び面接による選抜（以下「特別選抜」という。）

3 募集人員

- (1) 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。
- (2) 特別選抜における募集人員は、(1)に定める募集人員に含める。

4 出願資格

〔一般選抜〕出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和9年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和9年3月に修了する見込みの者
- (5) 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
- (6) 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認めた者

〔特別選抜〕出願できる者は、次の条件のすべてを満たす者とする。

- (1) 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和9年3月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
- (2) 県内に住所を有する者又は県内に所在する中学校若しくはこれに準ずる学校に在籍する者
- (3) 長期欠席者等*で、入学後の高校生活に意欲を持ち、特別選抜による出願を希望する者
- (4) 在籍する(1)に規定する学校の校長が特別選抜による出願を認める者

*「長期欠席者等」とは、欠席が年間30日以上のある者、及び欠席が30日未満の者のうち在籍校において教室での学びが十分にできていない者で次のいずれかに該当するものをいう。

- ・病気や家庭的な事情（いわゆるヤングケアラー等）などで欠席が多い者
- ・保健室や教育支援センター、フリースクールへの登校等により在籍校において出席扱いになっている者

5 出願の制限

- (1) 出願は、1人1校とする。
- (2) 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。
- (3) 一般選抜と特別選抜の併願はできない。
- (4) 定時制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- (5) 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の2学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第2希望まで志望順位を付けることができる。
 - ・普通科と専門教育学科
 - ・北杜高等学校の普通科と総合学科
 - ・青洲高等学校の各学科
 - ・笛吹高等学校の普通科と総合学科、食品化学科と果樹園芸科
 - ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
- (6) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第2希望まで志望順位を付けることができる。

6 出願期間

令和9年2月16日（火）（一括受付）、同月17日（水）（受付：午前10時～午後4時）及び同月18日（木）（受付：午前10時～正午）とする。

7 検査

(1) 検査方法

- ・一般選抜 学力検査を実施する。
- ・特別選抜 学力検査及び面接を実施する。

(2) 学力検査の検査教科及び配点

- ・検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の5教科とする。
- ・配点は、各検査教科100点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

(3) 検査期日

令和9年3月3日（水）、3月4日（木）

(4) 検査時間

国語は55分とし、社会、数学、理科及び英語は各50分とする。

8 追検査

(1) 対象者

病気その他やむを得ない事情により、検査のすべて又は一部を欠席した者

(2) 検査方法

学力検査及び特別選抜にあっては併せて面接を実施する。学力検査の検査教科及び配点並びに検査時間は後期募集の検査に準ずる。

(3) 検査期日

令和9年3月9日（火）

9 選抜方法

(1) 一般選抜においては、調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。

判定に当たっては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。

(2) 特別選抜においては、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

10 入学許可予定者の発表

令和9年3月11日（木）

第3 全日制の課程における再募集

1 実施校及び募集人員

全日制の課程を設置するすべての高等学校において、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

2 出願資格

再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気その他やむを得ない事情により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

3 出願の制限

(1) 出願は、1人1校とする。

(2) 定時制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。

(3) 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の2学科以上があり、2学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第2希望まで志望順位を付けることができる。

- ・普通科と専門教育学科
- ・北杜高等学校の普通科と総合学科
- ・青洲高等学校の各学科
- ・笛吹高等学校の普通科と総合学科、食品化学科と果樹園芸科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科

- (4) 志願先高等学校に職業に関する2つ以上の小学科があり、小学科別に2つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第2希望まで志望順位を付けることができる。
- 4 出願期間
令和9年3月11日（木）（受付：午後1時～午後4時）、同月12日（金）（受付：午前10時～午後4時）及び同月15日（月）（受付：午前10時～正午）とする。
- 5 検査
(1) 検査方法
面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。
(2) 検査期日
令和9年3月16日（火）
- 6 選抜方法
学力検査又は追検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たっての学力検査又は作文の成績並びに再募集に当たって実施する面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 7 入学許可予定者の発表
令和9年3月18日（木）

第4 定時制の課程における入学者選抜

- 1 実施校
定時制の課程を設置するすべての高等学校、学科において定時制の課程における入学者選抜を実施する。
- 2 選抜の種類
選抜の種類は以下の通りとする。
(1) 学力検査、調査書及び面接による選抜（以下「定時制一般選抜」という。）
(2) 学力検査及び面接による選抜（以下「定時制特別選抜」という。）
- 3 募集人員
(1) 募集人員は教育委員会が別に定める。
(2) 定時制特別選抜における募集人員は、(1)に定める募集人員に含める。
- 4 出願資格
全日制の課程における後期募集に準ずる。
- 5 出願の制限
(1) 出願は、1人1校とする。
(2) 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。
(3) 定時制一般選抜と定時制特別選抜の併願はできない。
(4) 全日制又は通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
(5) 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとらわれず、第2希望まで志望順位を付けることができる。
- 6 出願期間
令和9年2月16日（火）（一括受付）、同月17日（水）（受付：午前10時～午後4時）及び同月18日（木）（受付：午前10時～正午）とする。
- 7 検査
(1) 検査方法
学力検査及び面接を実施する。
(2) 学力検査の検査教科及び配点
・検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の5教科とする。
・配点は、各検査教科100点とする。
(3) 検査期日
令和9年3月3日（水）、3月4日（木）
(4) 検査時間
国語は55分とし、社会、数学、理科及び英語は各50分とする。

8 追検査

(1) 対象者

病気その他やむを得ない事情により、検査のすべて又は一部を欠席した者

(2) 検査方法

学力検査及び面接を実施する。学力検査の検査教科及び配点並びに検査時間は定時制の課程における入学者選抜の検査に準ずる。

(3) 検査期日

令和9年3月9日（火）

9 選抜方法

(1) 定時制一般選抜においては、調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

(2) 定時制特別選抜においては、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

10 入学許可予定者の発表

令和9年3月11日（木）

第5 定時制の課程における再募集

1 実施校及び募集人員

定時制の課程を設置するすべての高等学校において、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

2 出願資格

全日制の課程における後期募集の一般選抜の出願資格に準ずる。

3 出願の制限

(1) 出願は、1人1校とする。

(2) 全日制若しくは定時制の課程又は特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程又は特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

(3) 通信制の課程と併願することはできない。

(4) 中央高等学校が2つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとらわれず、第2希望まで志望順位を付けることができる。

4 出願期間

令和9年3月17日（水）及び同月18日（木）（受付：午前10時～午後4時）、同月19日（金）（受付：午前10時～正午）とする。

5 検査

(1) 検査方法

再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。

(2) 学力検査の検査教科

検査教科は、国語、数学及び英語の3教科とする。

(3) 検査期日

令和9年3月23日（火）

6 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たっての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

令和9年3月25日（木）

第6 通信制の課程における入学者選抜

1 実施校

中央高等学校の普通科及び衛生看護科

2 募集人員

募集人員は教育委員会が別に定める。

3 出願資格

全日制の課程における後期募集の一般選抜の出願資格に準ずるほか、山梨県内に住所を有する

者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校看護学科の在学者、卒業者又は入学許可予定者に限る。

4 出願の制限

- (1) 全日制若しくは定時制の課程又は特別支援学校高等部と併願することはできない。
- (2) 全日制若しくは定時制の課程又は特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することができない。

5 出願期間

第1期：令和9年3月8日（月）～同月11日（木）（受付：午前9時～午後4時）とする。

第2期：令和9年3月24日（水）～同月26日（金）（受付：午前9時～午後4時）とする。

6 検査

(1) 検査方法

面接、作文及び筆記検査を実施する。

(2) 検査期日

・面接は出願時に行う。

・次の第1期、第2期検査期日に、作文及び筆記検査を行う。

第1期出願期間の出願者を対象とする第1期検査：令和9年3月12日（金）

第2期出願期間の出願者を対象とする第2期検査：令和9年3月29日（月）

7 選抜方法

調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

8 入学許可予定者の発表

第1期検査受検者については令和9年3月17日（水）付けで、第2期検査受検者については同年4月2日（金）付けで通知する。

第7 実施要項

詳細については、教育委員会が別に定める「令和9年度山梨県公立高等学校入学選抜実施要項」による。

令和9年度公立高等学校入学者選抜日程(案)

令和9年1月				令和9年2月				令和9年3月				通信制				
1	金			1	月			県外入学生志願（全日制後期募集・定時制） 及び帰国生徒等特別措置申請期間	1	月						
2	土			2	火				2	火						
3	日			3	水				3	水	全日制後期募集検査・定時制検査					
4	月			4	木				4	木	全日制後期募集検査・定時制検査					
5	火			5	金	前期募集内定			5	金						
6	水								（県外入学生志願 前期募集） 申請期間	6	土					
7	木									7	日					
8	金			8	月				8	月			1期出願期間			
9	土			9	火				9	火	追検査					
10	日			10	水			10	水							
11	月	成人の日		11	木	建国記念の日		11	木	入学許可予定者発表		全日制再募集 出願期間	1期検査			
12	火			12	金			12	金							
13	水			13	土			13	土							
14	木			14	日			14	日							
15	金							15	月			15	月			
16	土							前期募集 出願期間	16	火			全日制再募集検査			
17	日								17	水				17	水	
18	月			18	木				18	木	全日制再募集入学許可予定者発表					
19	火			19	金			志願変更期間	19	金						
20	水			20	土				20	土						
21	木			21	日				21	日	春分の日					
22	金			22	月				22	月	振替休日					
23	土			23	火	天皇誕生日			23	火	定時制再募集検査					
24	日			24	水				24	水			2期出願期間			
25	月			1/25 5 2/9 申請期間	25	木			25	木	定時制再募集入学許可予定者発表					
26	火				26	金			26	金						
27	水				27	土			27	土						
28	木	前期募集検査			28	日			28	日						
29	金						29	月					2期検査			
30	土					30	火									
31	日							31	水							

※ 前期募集検査について、検査を1日で実施する場合は、
1月28日(木)に実施する。

通信制2期発表：4月2日(金)

議案第 12 号

令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について

提案理由

令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の実施に当たり、あらかじめ基本事項を定め公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和8年5月26日 定例教育委員会)		課室名	総務課教育企画室
件名	令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について		
経緯	○ 令和7年12月 県高等学校入学者選抜方法庁内検討委員会において、制度及び日程等を検討		
内容	1 令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項を別紙のとおり定め、実施したい。 2 令和9年度の基本事項について (1) 推薦募集 推薦（指定校推薦又は甲府工業高等学校からの進学）を実施する。 (2) 一般募集 一般募集を実施する。 (3) 再募集 入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。 (4) 募集定員について 20名程度とする。 (5) その他 入試の詳細については、7月に発表予定の「令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜実施要項」で定める。		

令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科 入学者選抜の基本事項（案）

令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

第1 入学者選抜の基本的な考え方

1 教育目標

山梨県の基幹産業である機械・電子産業の持続的な発展を支え、県内企業において、製品、設備、工程の設計等を担うことができる即戦力となる人材を育成する。

2 入学者選抜

教育目標に相応しい入学者を見出すため、推薦募集、一般募集及び再募集の入学者選抜を行う。

第2 募集定員

募集定員は20名程度とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

推薦募集	20名程度	機械系コース	15名程度
		電子系コース	5名程度
一般募集	若干名 (ただし、推薦募集の結果、入学許可予定者が20名に満たない場合、その満たない人数を合わせて募集することができる。)		

第3 推薦募集

1 出願資格

次のすべてを満たす者とする。

- (1) 山梨県立甲府工業高等学校専攻科（以下「本専攻科」という。）が指定する山梨県内の高等学校（以下「指定校」という。）又は山梨県立甲府工業高等学校を令和9年3月に卒業見込みの者
- (2) 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）の教科工業及び情報に関する科目のうち、別表1に示す科目を25単位以上修得見込みの者
- (3) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
- (4) 本専攻科の学習内容を理解し、学習意欲が高く、入学後も本専攻科の中心となって活躍できる生徒として指定校の高等学校長が推薦する者又は甲府工業高等学校長が認める者
- (5) 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者

2 出願期間

令和8年9月28日（月）から10月5日（月）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時まで及び10月6日（火）の午前10時から正午まで

3 検査

(1) 検査方法

検査方法は次のとおりとする。

- ア 集団面接
- イ 実技検査

次の(ア)から(ウ)までのいずれかを選択して実施する。ただし別表2に示す技能検定等取得者は免除とする。

(ア) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）

(イ) 電気系実技検査（電気工事）

(ウ) 電子系実技検査（電子回路の組立）

(2) 検査期日

令和8年10月16日（金）

4 選抜方法

調査書の記録、志願理由書、集団面接、実技検査、別表2に示す技能検定等の取得の成績を総合判定し、選抜する。

5 入学許可予定者の発表

令和8年10月23日（金）

第4 一般募集

1 出願資格

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者で、次の条件のすべてを満たす者とする。

ア 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）の教科工業及び情報に関する科目のうち、別表1に示す科目を25単位以上修得または修得見込みの者（令和5年度以前に高等学校を卒業した者は、平成21年3月告示以前の高等学校学習指導要領において、別表1に準ずる科目を25単位以上修得していること）

イ 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

(2) 大学等を卒業した者又は中途退学した者で、次の条件のすべてを満たす者とする。

ア (1)のアと同等であると甲府工業高等学校長が認めた者

イ 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

2 出願期間

令和9年1月5日（火）から1月12日（火）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時まで及び1月13日（水）の午前10時から正午まで

3 検査

(1) 検査方法

検査方法は次のとおりとする。

ア 集団面接

イ 実技検査

次の(ア)から(ウ)までのいずれかを選択して実施する。ただし別表2に示す技能検定等取得者は実技検査を免除とする。

(ア) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）

(イ) 電気系実技検査（電気工事）

(ウ) 電子系実技検査（電子回路の組立）

ウ 筆記検査

・数学

「数学Ⅰ」

- ・教科工業に関する科目(①または②を選択)

- ①「工業情報数理」「機械工作」「機械設計」

- ②「工業情報数理」「電気回路」「ハードウェア技術」

(2) 検査期日

令和9年1月23日(土)

4 選抜方法

書類、集団面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

5 入学許可予定者の発表

令和9年1月29日(金)

6 追検査

(1) 対象者

病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

(2) 検査方法

検査方法については、3の「(1) 検査方法」に準ずる。

(3) 検査期日

令和9年1月25日(月)から2月8日(月)までの日の中から、甲府工業高等学校が別に定める。

(4) 入学許可予定者の発表

令和9年2月16日(火)

ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和9年2月16日(火)より前に発表を行うことがある。

第5 再募集

1 実施及び募集人員

推薦募集及び一般募集の入学者選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

再募集の募集人員の数は、募集定員の数から推薦募集及び一般募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

2 出願資格

一般募集に準ずる。

3 出願期間

令和9年2月19日(金)から2月25日(木)までの期間(土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。)の午前10時から午後4時まで

4 検査

(1) 検査方法

一般募集に準ずる。

(2) 検査期日

令和9年3月2日(火)

5 選抜方法

一般募集に準ずる。

6 入学許可予定者の発表

令和9年3月5日（金）

第6 実施要項

詳細については、別に定める「令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜実施要項」による。

【別表1】25単位以上修得（見込み）が必要な科目

機械系コース・電子系コース共通科目	機械系コースへ出願	電子系コースへ出願
工業技術基礎	機械工作	電気回路
課題研究	機械設計	電気機器
実習(※)	原動機	電力技術
製図(※)	電子機械	電子技術
工業情報数理	生産技術	電子回路
情報Ⅰ	自動車工学	電子計測制御
工業材料技術	自動車整備	通信技術
工業技術英語		プログラミング技術
工業管理技術		ハードウェア技術
工業環境技術		ソフトウェア技術
		コンピュータシステム技術

(※)実習、製図…機械系コースは機械系の学習内容

電子系コースは電気・電子・情報系の学習内容

【別表2】実技検査免除となる技能検定等

機械系コースへ出願	電子系コースへ出願
金属熱処理3級以上	電子機器組立て3級以上
機械加工（普通旋盤）3級以上	シーケンス制御3級以上
機械加工（フライス盤）3級以上	プリント配線板製造3級以上
機械加工（マシニングセンタ）3級以上	第二種電気工事士以上
仕上げ（機械組立仕上げ）3級以上	
機械検査3級以上	
機械保全3級以上	
貴金属装身具製作3級以上	

議案第 13 号

令和 9 年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について

提案理由

令和 9 年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の実施に当たり、あらかじめ基本事項を定め公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和8年5月26日 定例教育委員会)		課室名	総務課教育企画室
件名	令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について		
経緯	○ 令和7年12月 県高等学校入学者選抜方法庁内検討委員会において、制度及び日程等を検討		
内容	1 令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項を別紙のとおり定め、実施したい。 2 令和9年度の基本事項について (1) 一次募集 一次募集を9月に実施する。 (2) 二次募集 一次募集の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、11月に二次募集を実施する。 (3) 三次募集 二次募集の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、2月に三次募集を実施する。 (4) 募集定員について 30名とする。 (5) その他 入試の詳細については、7月に発表予定の「令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜実施要項」で定める。		

令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科 入学者選抜の基本事項（案）

令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

第1 入学者選抜の基本的な考え方

1 教育目標

建築に関わる知識を体系的に学び、工学的技術を身につけ、建築文化について理解を深めることにより、価値ある生活環境の創出を目指し、地域社会で活躍できる人材を養成する。

2 入学者選抜

教育目標に相応しい入学者を見出すため、一次募集、二次募集及び三次募集の入学者選抜を行う。

第2 募集定員

募集定員は、30名とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

一次募集	30名
二次募集	一次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、二次募集を実施する。二次募集の募集人員は、募集定員から一次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。
三次募集	一次募集選抜及び二次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、三次募集を実施する。三次募集の募集人員は、募集定員から一次募集及び二次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

第3 一次募集

1 出願資格

次の条件のいずれかを満たす者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者
- (2) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者

2 出願期間

令和8年9月4日（金）から9月11日（金）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時まで

3 検査

(1) 検査方法

書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）

(2) 検査期日

令和8年9月26日（土）

4 選抜方法

書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）の結果を総合判定し、選抜する。

5 入学許可予定者の発表

令和8年10月1日（木）

6 追検査

(1) 対象者

病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

(2) 検査方法

検査方法については、3の「(1) 検査方法」に準ずる。

(3) 検査期日

令和8年9月27日（日）から10月3日（土）までの日の中から、甲府工業高等学校が別に定める。

(4) 入学許可予定者の発表

令和8年10月5日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和8年10月5日（月）より前に発表を行うことがある。

第4 二次募集

1 出願資格

一次募集に準ずる。

2 出願期間

令和8年11月10日（火）から11月17日（火）までの期間（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時まで

3 検査

(1) 検査方法

書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）

(2) 検査期日

令和8年11月28日（土）

4 選抜方法

書類審査及び個人面接（口頭試問を含む。）の結果を総合判定し、選抜する。

5 入学許可予定者の発表

令和8年12月3日（木）

6 追検査

(1) 対象者

病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

(2) 検査方法

検査方法については、3の「(1) 検査方法」に準ずる。

(3) 検査期日

令和8年11月29日（日）から12月5日（土）までの日の中から、甲府工業高等学校が別に定める。

(4) 入学許可予定者の発表

令和8年12月7日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和8年12月7日(月)より前に発表を行うことがある。

第5 三次募集

1 出願資格

一次募集に準ずる。

2 出願期間

令和9年2月2日(火)から2月9日(火)までの期間(土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。)の午前10時から午後4時まで

3 検査

(1) 検査方法

書類審査及び個人面接(口頭試問を含む。)

(2) 検査期日

令和9年2月20日(土)

4 選抜方法

書類審査及び個人面接(口頭試問を含む。)の結果を総合判定し、選抜する。

5 入学許可予定者の発表

令和9年2月26日(金)

6 追検査

(1) 対象者

病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

(2) 検査方法

検査方法については、3の「(1) 検査方法」に準ずる。

(3) 検査期日

令和9年2月21日(日)から2月27日(土)までの日の中から、甲府工業高等学校が別に定める。

(4) 入学許可予定者の発表

令和9年3月1日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和9年3月1日(月)より前に発表を行うことがある。

第6 実施要項

詳細については、別に定める「令和9年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜実施要項」による。

議案第 14 号

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員会「高等学校入学者選抜 Web 出願システム構築業務委託」に係る事業者選定審査委員会委員の委嘱・任命について

[資料別途配付]

議案第 15 号

令和 9 年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について

提案理由

令和 9 年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の実施に当たり、あらかじめ基本事項を定め公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和8年5月26日定例教育委員会)

		課室名	特別支援教育・児童生徒支援課
件名	令和9年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について		
経緯	○令和8年3月 令和8年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜実施に係る課題及び対応策について、各特別支援学校からの意見集約		
内容	1 令和9年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を別紙のとおり定め、実施したい。 2 令和9年度の基本事項について (1) 幼稚部について 盲学校及びろう学校において、入学検査を実施する。また、入学検査の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。 (2) 高等部本科について 高等部を設置する特別支援学校9校において、入学検査を実施する。 また、盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校の単一障害、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校の肢体、病弱の単一障害及び高等支援学校桃花台学園において、再募集を実施する。(桃花台学園は入学許可予定者が募集定員に満たない場合のみ実施) (3) 高等部専攻科について 盲学校において、入学検査を実施する。また、入学検査の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。 (4) その他 入試の詳細については、10月に発表する「令和9年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「令和9年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和9年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」で定める。		

公告

令和9年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について

山梨県教育委員会

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学 校 名	募 集 区 分		要 件
盲学校	幼稚部		(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第 22 条の3に規定する視覚障害者で、令和9年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者
	高等部	本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	(2) 高等部本科 施行令第 22 条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和9年3月に卒業見込みの者 ② 中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和9年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者（以下「中学校卒業見込者等」という。） ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3) 高等部専攻科 施行令第 22 条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科、高等学校、これに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ろう学校	幼稚部		(1) 幼稚部 施行令第 22 条の3に規定する聴覚障害者で、令和9年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者
	高等部	本科普通科	(2) 高等部 施行令第 22 条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和9年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

学 校 名	募 集 区 分		要 件
甲府支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高 等 部	本科普通科	
わかば支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高 等 部	本科普通科	
やまびこ支援学校	高 等 部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（病弱以外の障害を併せ有していない者）で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高 等 部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園	高 等 部	本科産業技術科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和8年12月25日（金）までに受けること。

イ 出願期間

令和9年1月14日（木）（一括受付）、同月15日（金）（受付：午前9時～午後4時）及び同月18日（月）（受付：午前9時～正午）とする。

ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和8年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和8年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和8年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和9年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。）

② 入学検査

ア 期日

令和9年1月28日（木）

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和9年2月3日（水）

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじぐら支援学校（以下「盲学校等」という。）

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

令和9年2月12日（金）、同月15日（月）から17日（水）（受付：午前9時～午後4時）及び同月18日（木）（受付：午前9時～正午）とする。

ウ 出願書類

a 入学願書

b 調査書（幼稚部は除く。）

c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和9年1月以降発行のもの

d 健康診断票又は指定様式の診断書

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。ただし、病弱者については県教育委員会が指定する様式による。）で、令和9年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学部を令和9年3月卒業見込みの者を除く。）

あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター発行のものとする。

学校名	健康診断票又は指定様式の診断書 (志願先特別支援学校の中学部を令和9年3月卒業見込みの者を除く。)
盲学校	(視覚障害者) 令和9年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
ろう学校	(聴覚障害者) 令和9年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
甲府支援学校	(肢体不自由者) 令和9年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和9年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
あけぼの支援学校	(肢体不自由者) 令和9年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者） (病弱者) 令和9年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による）
わかば支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援センターが令和8年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和9年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (病弱者) 令和9年1月以降に受診した病弱を証明する医師の診断書（県教育委員会が指定する様式による） (知的障害者)
ふじざくら支援学校	山梨県総合教育センター相談支援センターが令和8年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる）

エ 出願上の留意事項

志願者は、令和8年12月25日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和9年3月卒業見込みの者は除く。）

② 入学検査

ア 期日

令和9年3月3日（水）

イ 会場

各志願先特別支援学校

ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
甲府支援学校	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健医療科、専攻科保健医療科及び専攻科理療科以外の募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

ア 対象者

盲学校高等部本科保健医療科、専攻科保健医療科及び専攻科理療科における入学者選抜の入学検査志願者のうち、病気その他やむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和9年3月9日（火）

ウ 会場

盲学校

エ 追検査の内容

「3（2）② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

令和9年2月5日（金）

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校等

令和9年3月11日（木）

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

- (1) 盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部（盲学校専攻科を除く。）

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由及び病弱）の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限（高等部）

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

③ 出願期間

令和9年3月12日（金）（受付：午前9時～午後4時）及び同月15日（月）（受付：午前9時～正午）とする。

④ 入学検査の内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

⑤ 検査期日

令和9年3月16日（火）

⑥ 入学許可予定者の発表

令和9年3月18日（木）

⑦ 出願上の留意事項

志願者は、令和8年12月25日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和9年3月卒業見込みの者は除く。）

- (2) 桃花台学園

① 出願資格

ア 「2 出願資格」による。

イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限

ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。

イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和8年12月25日（金）までに受けること。

③ 出願期間

令和9年3月12日（金）（受付：午前9時～午後4時）及び同月15日（月）（受付：午前9時～正午）とする。

④ 入学検査の内容

桃花台学園校長が別途定める。

⑤ 検査期日

令和9年3月16日（火）

⑥ 入学許可予定者の発表

令和9年3月18日（木）

6 実施要項

詳細については、別に定める「令和9年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、

「令和9年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和9年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

令和9年度 県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜日程

令和9年 1月		
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	桃花台学園 県外入学志願 申請期間
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	成人の日
12	火	
13	水	
14	木	桃花台学園 出願期間 (土日は受付なし)
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	盲学校等 通学区域外又は 県外入学志願 申請期間
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

令和9年 2月		
1	月	
2	火	
3	水	桃花台学園追検査
4	木	
5	金	桃花台学園入学許可 予定者発表
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	
11	木	建国記念の日
12	金	盲学校等 出願期間 (土日は受付なし)
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	天皇誕生日
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	

令和9年 3月		
1	月	
2	火	
3	水	盲学校等入学検査
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	盲学校追検査(普通科除く)
10	水	
11	木	盲学校等入学許可予定者発表
12	金	ふるまへばじやんぞぼれ募くの・集らるゝ支店うき屋うき屋学校校・・中野橋町花びさし合ご振学定学園後学校
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	特別支援学校再募集検査
17	水	
18	木	特別支援学校再募集 入学許可予定者発表
19	金	
20	土	
21	日	春分の日
22	月	振替休日
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	

※ 志願者は、令和 8 年 12 月 25 日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先の特別支援学校の中学部を令和 9 年 3 月卒業見込みの者を除く。）

議案第 16 号

山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

[資料別途配付]

令和 8 年 5 月 2 6 日

課・室名

高校教育課

件名 令和 8 年度公立高等学校入学者選抜学力検査結果について

1. 実施期日および教科

令和 8 年 3 月 4 日（水） 国語，社会，数学，理科，英語の 5 教科

2. 調査対象

全日制高等学校全教科受検者 3,009 人（R07 3,191 人）-182 人

3. 総合得点の学力検査結果概要

・総合平均点の推移（-10.7 点）

入学年度	R04 年度	R05 年度	R06 年度	R07 年度	R08 年度
平均点	264.7	263.4	261.2	266.6	255.9

《学力検査結果活用ガイド P1～2 参考》

4. 教科別学力検査結果及び抽出調査（301 人）・分析の概要

（1）国語：平均点 53.8（R07 57.3）-3.5 点

常用漢字の読み書きや歴史的仮名遣い，漢文の訓読など，知識や技能の定着を測る問題の正答率は良好であった。一方，目的に応じて情報を取り出し，過不足なく論述することや，文の成分についての知識を活用すること，表現の効果について考えることなどに課題が見られる。

（2）社会：平均点 52.9（R07 50.8）+2.1 点

各分野ともに，基礎的な知識や技能，表現力の定着を測る問題の正答率は概ね良好であった。また発展的な問題についても，比較的正答率の高いものが見られた一方で，基本的事項について概念的に理解するなど，知識の理解の質に課題が見られる。

（3）数学：平均点 53.8（R07 48.3）+5.5 点

基礎的・基本的な知識や技能については定着している。一方，基礎的概念や原理・法則を使って表現・処理することや，数学を活用して論理的に考察すること，複数の領域にわたって総合的に考えることに課題が見られる。

（4）理科：平均点 55.6（R07 54.5）+1.1 点

顕微鏡の使い方や火成岩ごとの相違点など，知識や技能の定着を測る問題の正答率は良好であった。一方，必要な情報を読み取り学んだ知識を活用したり，読み取った数値を使って計算をしたり，法則性を見いだしたりするなど事象を分析することや知識と情報をつなぎ合わせることに課題が見られる。

（5）英語：平均点 40.0（R07 55.8）-15.8 点

基礎的・基本的な知識や技能の定着を測る問題の正答率は概ね良好であった。一方，目的や場面，状況などを理解し，聞き取った内容の中から情報を整理することや，読んで得られた情報や表現から自分に必要な情報を導き出したり，既習知識を活用しながら文脈に応じた英語を適切に表現したりすることには課題が見られる。

《学力検査結果活用ガイド P3～23 参考》

・令和8年5月26日

課・室名

高校教育課

件名 令和8年度公立高等学校入学者選抜学力検査結果の調査及び活用ガイドについて

1. 概要

・調査の目的

令和8年度公立高等学校入学者選抜のために実施した学力検査結果の調査・分析をと
おして、本県公立高等学校志願者の学力の実態を把握し、本県中学校及び高等学校の教
科教育を充実させるための資料とする。

・調査対象者 全教科受検者 全日制 3,009 人 (R07 3,191 人)

※正答率調査は、無作為に抽出した 301 人 (R07 321 人) に対して実施

2. 学力検査結果活用ガイドの利用について

●県教育委員会での具体的な活用について

- ・県のホームページにて公開し、校長会や各教育事務所をとおして、有効活用について周知している。
- ・教務主任連絡会議において、組織的な利用について指導・助言をしている。
- ・各教科の指導主事は指導主事研修会等において基礎資料として利用し、本県の現状と課題を共有している。また、今後の方針や授業改善の具体案等について、教育課程説明会、などで使用し、指導・助言を行っている。

●各中学校での具体的な活用について

- ・進路学習の際の基礎資料として生徒に提示することにより、意識の向上を図るとともに学級懇談会などで保護者に提示している。
- ・「1. 出題のねらい、配慮事項」により、どのような力が求められているのかが把握できるため、授業構想や教材づくりの際の判断材料として利用している。
- ・「2. 教科別、平均点、最高点、最低点」や「3. 教科の得点分布」や「4. 平均点の推移」において、生徒の開示データを継続して重ね合わせることで、自校の相対的な位置関係や経年的な特徴を捉えることができる。
- ・「6. 大問別の内容と調査結果の分析」、「7. 指導の改善の視点」を用いて、大問別、技能別の分析結果を把握し、授業改善のポイントを絞り込むことができる。
- ・「8. ピックアップ」から問題傾向を把握し、自身の授業改善に繋げることができる。

●各高校での具体的な活用について

- ・校内研修会や職員会議、学年会議等で「授業改善」や「育てたい力の育成」を精査する際に活用している。
- ・各教科の指導主事訪問や教科会議で、自校の生徒の分析に利用する。特に、正答率の低い問題に着目して、各教科・学年に応じた課題を設定し、課題解決のロードマップを描くために活用している。
- ・教務担当や進路指導担当、総合的な探究の時間担当などが指摘された課題を踏まえ、教科横断的なカリキュラムを作成する際に活用できる。

3. 今後の予定

・教育委員会終了後 記者発表（報道機関へ配付）

県下全中学校、高等学校、特別支援学校、教育事務所、
各市町村（組合）教育委員会へ送付（Peach Ware 使用）
教育委員会内で総務、義務、特支、保体、生涯学習へ配付

・6月 2日（火） 校長会にて各校長（中学校、高等学校、特別支援学校）に配付

・県ホームページにて公開

(令和 8 年 5 月 2 6 日 定例教育委員会)

課室名

総務課教育企画室

件名

令和 9 年度山梨県公立高等学校入学者選抜における前期募集選抜方法について
(甲陵高等学校を除く全日制課程)

経緯

- 平成 1 9 年度入学者選抜から、普通科の学区制度及び総合選抜制度を廃止。全県一学区制度を導入
- 全県一学区制度施行に合わせ、前期募集（自己推薦制）を導入
- 平成 2 7 年度入学者選抜の前期募集より特色適性検査を導入
- 令和 8 年 5 月 2 6 日、定例教育委員会へ「令和 9 年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について」を議案提出

内

容

- 前期募集の概要
 - 1 募集定員（全定員）に対する募集率
「基本事項」に定める募集人員の範囲の中から各高等学校長が比率を決定。
 - (1) 普通科 4 0 %以内
 - (2) 専門教育学科 4 0 %以内
 - (3) 職業に関する学科 5 0 %以内
 - (4) 総合学科 5 0 %以内
 - 2 検査方法について
面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施。
 - ・特色適性検査・・・各高校・学科の特色を踏まえ、知識を活用する力、思考力、判断力及び表現力を検査。
 - ・特 技 ……中学校における取り組みの成果について、客観的に証明することが可能な書類により審査。
 - ・個性表現 ……中学校で努力して取り組んできたことや得意なことを自由に表現させ、個人の特性を多面的に評価。

学 科	検 査	特色適性検査	特 技	個性表現
普 通 科 【全 1 8 校】		1 8 (1 8)	1 8 (1 8)	1 (1)
専 門 教 育 学 科 【全 5 校】		5 (5)	2 (2)	0 (0)
職業に関する学科 【全 8 校】		8 (8)	7 (7)	2 (2)
総 合 学 科 【全 6 校】		6 (6)	6 (6)	0 (0)

※実施校数()内は昨年度の数。

- 3 選抜方法について
各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、面接、所見、特色適性検査、特技及び個性表現の成績を総合判定して行う。
- 詳細については、別添のとおり。

番号	学校名	募集率		選抜区分	出願の条件	募集割合等	面接		特色適性検査	特 技	個性表現	選 抜 資 料 比 重						調査書の「学習の記録」の取り扱い	
		学科	比率[%] [以内]				個別[分]	集団[分]				時間[分]	調査書	面接	所見	特色適性 検査	特技	個性表現	評定の傾斜倍率
1	北社	普通科	40	普通科A	中学校の学習活動で優れた成績、入学後も継続して努力		10程度	－	50			45	30	5	20	－	－	5教科の評定2倍	第1学年から第3学年
				普通科B	スポーツ・文化活動で実績、入学後も継続して活動	前期募集人員の2/5程度			－	活動実績報告書による書類審査	35	30	5	－	30	－			
		総合学科	50	総合学科A	中学校の学習活動で優れた成績、入学後も継続して努力				50			45	30	5	20	－	－		
				総合学科B	スポーツ・文化活動で実績、入学後も継続して活動	前期募集人員の2/5程度			－	活動実績報告書による書類審査	35	30	5	－	30	－			
2	韭崎	普通科	30	普通科A	明確で高い目標をもち、自らの進路実現のために努力		10程度	－	50	活動実績報告書等による書類審査		45	20	5	30	－	－	5教科の評定2倍 第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年
				普通科B	体育活動で実績・活躍、入学後も学業と両立させ、同一部活動で活動	前期募集人員の40％程度						40	20	5	15	20	－		
		文理科	30	文理科	明確で高い進路目標の実現を目指して努力							50	15	5	30	－	－		
3	韭崎工業	工業科 (一括)	40	工業科A	中学校までの学習内容を理解し、ものづくりや科学技術に興味・関心がある		15程度	－	50	実績として提出された証明書等の書類審査		50	25	10	15	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年
				工業科B	スポーツ・文化活動・ものづくりに関して特技を有し、入学後も継続して活動						30	25	10	15	20	－			
				工業科C	スポーツ・文化活動・ものづくりに興味・関心が高く、入学後も継続して活動						30	25	10	15	－	20			
					発表・表現(5分程度)														
4	甲府第一	普通科	20	普通科A	学習習慣が十分身に付いており、成績優秀	前期募集人員の各50％程度	10程度	－	60程度	実績を証明する資料等による書類審査		50	10	5	35	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年
				普通科B	文化・芸術・スポーツ分野に優れた実績または能力を持ち、入学後も同様の活動を行うことで、本校の部活動を、継続・発展させる強い意志のある生徒(部活動指定あり)						40	10	5	15	30	－			
		探究科	30	探究科	発展的な学習にも意欲的に取り組み、社会の諸課題に目を向け、問題解決を図る							50	10	5	35	－	－		
5	甲府西	普通科	30	普通科A	学習活動において優れた成績を収めた者		15程度	(30程度)	60			45	20	5	30	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年
				普通科B	スポーツ・文化等での卓越した実績・能力、入学後も活動を継続・発展	前期募集人員の25％程度	－	30程度	－	普通科B申告書及び関係書類による書類審査	30	25	5	－	40	－			
				普通科C	卓越した英語力を有し、国際バカロレアの教育プログラム等を通して自らの学びを充実させようとする者	前期募集人員の10％程度	15程度	－	－	英語によるプレゼンテーション(10分以内)	35	20	5	－	－	40			
6	甲府南	普通科	20	普通科A	学習成績が優秀であるとともに、特に数学や理科の成績が優れている者	前期募集人員の各50％程度	10程度	(20程度)	60程度			50	10	5	35	－	－	評定は数・理を2倍、国・社・英を1. 5倍 評定は国・社・数・理・英を1. 5倍 評定は数・理を2倍、国・社・英を1. 5倍 評定は国・社・数・理・英を1. 5倍	第1学年から第3学年
				普通科B	学習成績が優秀であるとともに、科学、文化、スポーツ等に関する活動で顕著な実績があり、今後も積極的に継続していこうとする意志がある者						30	20	5	15	30	－			
		理数科	30	理数科A	学習成績が優秀であるとともに、特に数学や理科の成績が優れている者				90程度			50	5	5	40	－	－		
				理数科B	学習成績が優秀であるとともに、科学、文化、スポーツ等に関する活動で顕著な実績があり、今後も積極的に継続していこうとする意志がある者						40	5	5	40	10	－			
7	甲府東	普通科	15	普通科A (理数コース除く)	学力を有し、生徒会本部役員等リーダーシップを発揮し活動	理数コースを除く前期募集人員の50％程度	15程度	－	70程度			30	30	5	35	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：2：3	第1学年から第3学年
				普通科B (理数コース除く)	スポーツで実績・能力、入学後も活動				－	関係書類による書類審査	30	30	5	－	35	－			
				理数コース	強い学習意欲、理数科目に興味・関心、将来は科学・医療系等に貢献しようと考えている者	コース定員の15％以内			70程度			40	20	5	35	－	－		
8	甲府工業	工業系(5)	50	工業科A	工業分野で学習意欲があり、行動良好、将来の目的が明確、ものづくりに興味関心		－	15程度	60			50	20	10	20	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年
				工業科B	学校指定のスポーツ・文化活動で実績があり、入学後も活動	－			プレゼンテーション(5分程度)	50	20	10	－	－	20				
9	甲府城西	総合学科	50	総合学科A	学習を通じて将来の夢を実現するため努力		－	20程度	60			50	15	10	25	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年
				総合学科B	学校指定の部で継続して活動し、勉学との両立を通し、将来の夢を実現する	前期募集人員の3/4程度					40	15	10	15	20	－			
10	甲府昭和	普通科	25	普通科A	中学校の学習活動で優れた成績、入学後も進路実現に向けて努力	前期募集人員の1/3程度	10程度	－	50			50	15	5	30</				

令和9年度山梨県公立高等学校入学者選抜における前期募集選抜方法等一覧

番号	学校名	募集率		選抜区分	出願の条件	募集割合等	面接		特色適性検査	特 技	個性表現	選 抜 資 料 比 重						調査書の「学習の記録」の取り扱い	
		学科	比率[%] [以内]				個別[分]	集団[分]				時間[分]	調査書	面接	所見	特色適性 検査	特技	個性表現	評定の傾斜倍率
16	笛吹	普通科	30	普通科A	中学校での学習内容を確実に身につけ、学習活動に取り組む	10程度	－	60程度			50	20	5	25	－	－	5教科の評定2倍	第1学年から第3学年	
				普通科B	学習活動に真面目に取り組み、部活動等で実績・能力、入学後も両立して活動				35	15	5	25	20	－					
				普通科C	将来、地域産業に携わろうとする明確で具体的な意志や目標があり、意欲的に高校生活に取り組む				35	15	5	25	20	－					
		農業系(2)	50	農業科A	中学校での学習内容を確実に身につけ、学習活動に取り組む					50	20	5	25	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：2：3			
				農業科B	学習活動に真面目に取り組み、部活動等で実績・能力、入学後も両立して活動				35	15	5	25	20	－					
				農業科C	将来、地域産業に携わろうとする明確で具体的な意志や目標があり、意欲的に高校生活に取り組む				35	15	5	25	20	－					
		総合学科	50	総合学科A	中学校での学習内容を確実に身につけ、学習活動に取り組む					50	20	5	25	－	－				
				総合学科B	学習活動に真面目に取り組み、部活動等で実績・能力、入学後も両立して活動				35	15	5	25	20	－					
				総合学科C	将来、地域産業に携わろうとする明確で具体的な意志や目標があり、意欲的に高校生活に取り組む				35	15	5	25	20	－					
17	日川	普通科	40	普通科A	学習に興味関心、目標に向かって強い意欲	15程度	－	50			50	15	5	30	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年	
				普通科B	体育的、文化的、生徒会活動で能力・成績、入学後も活動				30	15	5	10	40	－					
18	山梨	普通科	30	普通科A	向学心旺盛、外国文化または自然科学に興味・関心	10程度	－	50			50	15	5	30	－	－	第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年	
				普通科B	部活動等、生徒会役員、資格・検定試験等で成果				30	15	5	20	30	－					
19	塩山	普通科	40	普通科A	学習に対する興味・関心	10程度	－	50			50	15	5	30	－	－	第1学年から第3学年		
				普通科B	体育・文化の部活動で実績・実力、入学後も活動				30	15	5	20	30	－					
		商業科 (一括)	40	商業科A	学習に対する興味・関心					50	15	5	30	－	－				
				商業科B	体育・文化の部活動で実績・実力、入学後も活動				30	15	5	20	30	－					
20	都留	普通科	25	普通科A	学習成績優秀、本校が育成を目指す資質・能力を生かした進路実現を望む	前期募集人員の1/3程度	10程度	－	60			60	10	5	25	－	－	5教科の評定2倍	第1学年から第3学年
				普通科B	学習成績優良、体育的活動・文化的活動・生徒会活動で実績を有する	前期募集人員の2/3程度				40	10	5	15	30	－				
21	上野原	総合学科	20	総合学科A	学習・学級活動・生徒会活動等に積極的に取り組み、学習面を中心に良好な者	10程度	－	50			50	15	5	30	－	－	第1学年から第3学年		
				総合学科B	学習・学級活動・生徒会活動等に真面目に取り組み、部活動・地域における諸活動・習い事等の経験を入学後も生かすことのできる者				30	15	5	30	20	－					
22	都留興譲館	普通科	20	普通科A	進路実現に向け学習活動を中心に真面目に取り組む	10程度	－	50			55	15	5	25	－	－	5教科の評定2倍 第1学年：第2学年：第3学年＝1：2：3	第1学年から第3学年	
				普通科B	これまでの特別活動の実績を活かし、学校生活に積極的に取り組む				40	15	5	25	15	－					
		英語理数科	30	英語理数科A	学校生活、特に学習活動を中心に進路実現に向け真面目に取り組む					55	15	5	25	－	－				
				英語理数科B	これまでの特別活動の実績を活かし、学習活動に積極的に取り組む				40	15	5	25	15	－					
		工業科 (一括)	30	工業科A	工業系スペシャリストを目指し、進路実現に向け真面目に取り組む					55	15	5	25	－	－				
				工業科B	これまでの特別活動の実績を活かし、工業系スペシャリストを目指し学校生活を真面目に取り組む				40	15	5	25	15	－					
23	吉田	普通科	30	普通科A	学習成績優秀、学校行事・生徒会活動・ボランティア活動・各種検定取得に参加	前期募集人員の45％程度	10程度	－	60			40	15	5	40	－	－	第1学年から第3学年	
				普通科B	学習成績良好・体育活動・文化活動で実績、入学後も本校の諸活動に取り組もうとする強い意思をもつ	前期募集人員の55％程度				30	20	5	15	30	－				
		理数科	15	理数科	学習成績極めて優秀、知的探究心、理数教科に関心、学校行事等に積極的に参加					30	15	5	50	－	－				
24	富士北稜	総合学科	25	総合学科A	学習成績・行動良好、自己の進路目標実現	10程度	－	50			60	10	5	25	－	－	第1学年から第3学年		
				総合学科B	スポーツ、芸術、文化活動で実績、入学後も部活動で継続・発展				40	10	5	15	30	－					
25	富士河口湖	普通科	30	普通科A	学習成績に優れ、生徒会活動等諸活動に取り組み、進路実現を目指し努力	10程度	－	50			50	15	5	30	－	－	第1学年から第3学年		
				普通科B	中学校での学習を身につけ、部活動等で実績・能力、入学後も活動				30	15	5	20	30	－					
26	甲府商業	商業系(2)	50	商業科A	(商業科・情報処理科共通)学習や資格取得に意欲	10程度	－	50			55	20	5	20	－	－	第1学年から第3学年		
				商業科B	(商業科・情報処理科共通)学校が指定する種目での体育活動で能力・適性を有し、入学後も活動				35	15	5	15	30	－					

注１）面接の「集団」欄の（　）書きは、志願者数により集団面接に変更した場合の時間です。

注２）「出願の条件」の具体的な内容は、冊子の該当ページで確認してください。

注３）「特色適性検査」の特記事項は、冊子の該当ページで確認してください。

注４）調査書の「学習の記録」の取り扱い欄に記載のない高校は、教科及び学年で傾斜をかけません。

【普通科のコース指定について】

北杜高校の理数コース、巨摩高校の理数創造コース及び塩山高校の英数コースのコースへの指定は、まず普通科の合格者を決定した後、コースを希望する者を対象として、得点の上位順に指定します。
甲府東高校の理数コースでは、普通科とは別枠でコース希望者を選抜します。

北杜	理数コースA	45	30	5	20	—	—	5教科の評定2倍	第1学年から第3学年
	理数コースB	35	30	5	—	30	—		
甲府東	理数コース	40	20	5	35	—	—	数・理・英の評定2倍 第1学年：第2学年：第3学年＝1：2：3	第1学年から第3学年
巨摩	理数創造コースA	50	10	5	35	—	—	5教科の評定2倍 第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	第1学年から第3学年
	理数創造コースB	35	10	5	15	35	—	第1学年：第2学年：第3学年＝1：1：2	
白根	文理コース	普通科の合格発表後に希望をとり、学校が別に実施する学力検査等により指定する。							
山梨	英理総合コース	普通科の合格発表後に希望をとり、学校が別に実施する学力検査等により指定する。							
塩山	英数コースA	50	15	5	30	—	—		第1学年から第3学年
	英数コースB	30	15	5	20	30	—		